

西宮市上下水道局危機管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 西宮市危機管理指針に基づく上下水道局における危機管理体制の強化を図るため、西宮市上下水道局危機管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 局内において想定される危機の抽出並びに危機管理マニュアル等の作成及び見直しに関すること。
- (2) 局内において発生した危機についての報告、情報共有及び検証等に関すること。
- (3) 危機発生時の初動対応等に係る図上訓練(シミュレーション)の実施に関すること。
- (4) 職員の危機管理意識向上等に必要研修等の実施に関すること。
- (5) その他危機管理について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。) 上下水道局次長、部長級及び課長級をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は上下水道局次長を、副委員長は上下水道総括室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、毎年度2回以上行うものとし、第1回は年度当初に行い、当該年度の取組方針を決定する。
- 3 委員会の開催日を決定したときは、あらかじめ防災危機管理局に当該開催日を報告する。
- 4 委員長は、会議内容を西宮市上下水道局危機管理委員会報告書(様式第1号)にまとめ、会議資料を添付して防災危機管理局に提出する。

(西宮市危機管理推進会議への報告)

第5条 上下水道局次長は、委員会の会議内容を西宮市危機管理推進会議に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。